

目黒区民間保育所施設整備費補助要綱

制定 平成22年1月4日付け目子保第8548号決定
改正 平成23年4月1日付け目子保第2327号決定
平成28年3月31日付け目子保第11525号決定
平成30年3月23日付け目子保第10897号決定
平成30年12月6日付け目子保第8135号決定

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人等が区内に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により設置する保育所（以下「民間保育所」という。）の施設整備を行うに当たり、当該施設整備に要する経費の一部を補助することにより、民間保育所の施設整備を促進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助事業)

第2条 この要綱による補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、民間保育所の施設整備で、国又は東京都が定める保育所等整備交付金交付要綱、賃貸物件による保育所改修費等支援事業実施要綱、認可化移行改修費等支援事業実施要綱及び多様な主体による保育所緊急整備事業補助要綱（以下「国・都施設整備補助要綱」という。）による補助の対象となったものとする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、補助事業を行う社会福祉法人、学校法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人その他の法人等であって区長が必要と認める者（以下「社会福祉法人等」という。）とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、補助事業につき、国・都施設整備補助要綱に基づき算定した額とする。

2 前項の規定により算定した額のほか、保育所の開設に伴う初度調弁の費用に係る補助金として、当該保育所の定員1人につき10万円を乗じた額を交付するものとする。

(交付申請)

第5条 社会福祉法人等は、補助金の交付の申請をしようとするときは、社会福祉法人に対する補助に関する条例施行規則（昭和58年4月目黒区規則第22号。以下「規則」という。）別記第1号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。ただし、区が実施する認可保育所整備・運営事業者募集への提案、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第37条第2項に基づく保育所の認可に係る申請等において次に掲げる書類と同等の書類を提出している場合であって、その内容に変更が無いときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 理由書
 - (2) 法人の概要を記載した書類（経歴、事業経歴、業務内容、役員、評議員の名簿、従業員数、経営方針を含むもの）
 - (3) 事業計画書及びこれに伴う予算書
 - (4) 事業報告書及びこれに伴う決算書（決算書は法人全体の財務諸表を含む。）
 - (5) 施設整備の計画を記載した書類（費用の内訳を含む。）
 - (6) その他区長が必要と認める書類
- （補助の決定）

第6条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することと決定したときは規則別記第2号様式により、補助金を交付しないことと決定したときは規則別記第3号様式により、当該申請をした者に通知する。

- 2 区長は、補助の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。
（事業計画の変更等）

第7条 補助事業を行う社会福祉法人等（以下「補助事業者」という。）が、補助事業を変更し、又は廃止しようとするときは、規則別記第4号様式による申請書に区長が必要と認める書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、補助事業の計画の変更又は廃止を承認したときは、規則別記第5号様式による通知書により通知する。
（使用制限）

第8条 補助事業者は、交付を受けた補助金を補助事業以外の用に使用してはならない。
（補助事業の実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は会計年度が終了したときは、次に掲げる報告書等により区長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の進捗状況が確認できる書類
- (4) その他区長が必要と認める書類

（補助金の交付額の確定）

第10条 区長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該補助事業が補助の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを審査し、これらに適合するものと認めるときは、補助金の交付額を確定するとともに、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による審査を行うに当たり必要と認めるときは、実地に調査し、及び関係書類の提出を求めることができる。
（是正措置）

第11条 区長は、前条第1項の規定による審査の結果、当該補助事業が補助の決定の内

容又はこれに付した条件に適合しないものと認めるときは、当該補助事業者に対しこれらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(補助決定等の取消し)

第12条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の決定又は第10条の規定による補助金の交付額の確定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (3) 補助の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 区長は、第10条の規定により補助金の交付額の確定をした場合において既に確定した額を超える額の補助金が交付されているとき又は前条の規定による取消しをした場合において補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、規則別記第6号様式による通知書により、当該補助事業者に対しその返還を命ずるものとする。

(書類の整備保管)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、区長の求めに応じて提出できるようにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第15条 補助事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに区長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織における1の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等において消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、当該本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

- 2 区長に前項の報告があったときは、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることができる。

(他の規程との関係)

第16条 この要綱の規定による補助に係る手続については、この要綱に定めるもののほか、目黒区補助金等交付規則(昭和43年3月目黒区規則第6号)の定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成22年1月4日から施行する。

付 則 (平成23年4月1日付け目子保第2327号決定)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日付け目子保第11525号決定）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月23日付目子保第10897号決定）

この要綱は、平成30年3月23日から施行する。

付 則（平成30年12月6日付目子保第8135号決定）

この要綱は、平成30年12月6日から施行する。